

加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例（案）の制定に係るパブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方について

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 募集期間 令和4年1月19日から令和4年2月17日まで
- (2) 提出件数 1名の方から39件の意見があった。

2 パブリックコメントに対する意見の内容と対応

いただいたご意見（39件）のうち、条例の内容に関するご意見（18件）について、市の考え方を記載しています。また、その他の項目（本条例を検討していることに対するご意見など）についても、記載しています。

条例の内容に関するご意見

No.	提出意見概要	本市の考え方
1	立木の定義を明確にすべきではないか。立木は自然発生 の木であり、植栽木とは違うのではないか。	ご意見を反映し、立木の定義を明確にします。
2	義務を課し、または権利を制限したのであれば、地方公 共団体もそれなりに義務、権利が生じるはずである。例 えば、市に過失があった場合は、従前に戻す等が必要で はないか。	市は、所有者等に適切な管理を行うことを啓発するととも に、危険木の可能性がある木について調査も行うことがあり ます。その調査結果から所有者等に、指導等を行います。が、 調査に瑕疵 <small>かし</small> があった場合、その責は市が負うものと考えま す。

3	<p>第5条の市民等の責務に記載されている「市民等は、立木の管理が不適切な状態とならないよう相互に連携を図り、良好な生活環境の確保に努めるものとする」及び「市民等は、適切に管理されていない立木を発見したときは、市に対し、情報提供するものとする」は、拡大解釈や、密告し合いになることが懸念される。対象、範囲をもっと明確にすべきではないか。</p>	<p>ご意見を反映し、対象や範囲を明確にするとともに、責務から役割への見直しも行うこととします。</p>
4	<p>「危険木の所有者等と、該当木により被害を受けるおそれがある者とで解決するものについては、それを妨げるものではない。」については、民事介入はしたくないという意味なのか。</p>	<p>危険木に係る問題は、本来、当事者間で解決すべきものであることから、当事者間で解決する予定、または解決済みであるもの等について、それを本条例では妨げないことを規定します。</p>
5	<p>管理されていない立木を発見したときは市に情報提供するとあるが、連絡者氏名、団体、各自治区名を公表すべきではないか。</p>	<p>市民等の責務を、市民等の役割へと見直しますが、連絡者氏名等の個人情報については、連絡者に対して不利益が生じてはならず、公表しないこととします。</p>

6	登記簿に立木（植栽木）登録されていた場合の対応は、どうするのか。	立木が登記簿に登録されていた場合は、その登記をされている方を所有者として対応します。
7	抗告訴訟にはどう対応するのか。訴訟中に代執行は止まるのか。	17 の意見から、「代執行」、「応急措置」、「命令」及び「勧告」の条文について、削ることとします。
8	罰則を伴うのかどうか分からない。	危険木の状態であることが公益性を損なっているものであると判断することが難しいことから、罰則は規定いたしません。
9	公聴会はどのような形で開催するのか。	17 の意見から、「代執行」、「応急措置」、「命令」及び「勧告」の条文について、削ることとします。 「代執行」を行わないため、公聴会は開催いたしません。
10	樹木医に診断を要請する必要があるのであれば、2 者以上の樹木医の診断結果から、行政が状態を最終判断すべきではないか。	樹木医の人数は木の状態等から判断します。最終判断については、ご意見のとおり行政が行います。

11	市道に面した立木の扱いはどのようにするのか。条例に則って執行するのか。	道路等、管理者が定まっているところは、管理者が対応することとし、本条例の適用からは除外します。
12	国道、県道の立木、植栽木の扱いはどうなるのか。	国道、県道にある立木、植栽木が、倒れた際に住宅等に被害を与えるおそれのあるものであった場合は、本条例の適用となります。
13	市道の街路樹はどのように扱っていくのか。	市道にある街路樹についても、倒れた際に住宅等に被害を与えるおそれのあるものであった場合は、本条例の適用となります。
14	市の管理施設は、市が条例に則って行うことが予測されるが、市の施設は市民の財産でもあることから、市で判断して執行するのであれば、どの立木を条例で執行するか広報すべきではないか。	市の管理する（土地の）立木も、倒れた際に住宅等に被害を与えるおそれのあるものであれば、本条例の適用となりますが、17の意見から、「代執行」、「応急措置」、「命令」及び「勧告」の条文について、削ることとします。 立木については、管理者の責任で対応することになり、条例による「代執行」等を行うことはないため、本条例での執行に係る広報もありません。

15	危険木に起因する住宅・建物との距離や道路との距離は決まっているのか。危険木と見なす条件はなにか。	次のとおり、定義の見直しを行います。 危険木とは、住宅等に隣接する敷地にある立木のうち、傾倒、腐食、空洞化等が発生し、倒れた際に住宅等に直接被害を与えるおそれがあるものです。 すなわち、立木の高さ（樹高）が、住宅等までの直線距離より長ければ、倒れた際に直接被害を与えるおそれがあると判断します。
16	条例化するのであれば、運用編で危険木の後始末の方法も作成しておくべきではないか。	代執行や応急措置での伐採等によるものであれば、17 の意見から、「代執行」、「応急措置」、「命令」及び「勧告」の条文について、削ることとしたため、市が伐採等を行うことはありません。
17	危険木条例は9条（助言、指導）までとし「勧告」、「命令」、「代執行」、「応急措置」は不要と考えます。 市からの提案（例：危険木の移植等）は必要と考えます。	ご意見の中でも「代執行」、「応急措置」に係る条文は、行政代執行法に基づくものであることから、本条例に規定することについて、改めて専門家の見解を踏まえ、再度検討を行いました。その結果、条文を削ることとします。 また、「勧告」、「命令」についても、その条文を削ることとします。

18	市は情報提供者と共に、危険木管理者となってしまった当事者への説明を行ってください。	条例に基づき、当事者（所有者等）への説明を行います。
----	---	----------------------------

その他（本条例を検討していることに対するご意見）

提出意見概要	本市の考え方
条例を制定すると至った背景を説明すべきである。	条例の趣旨のとおりです。
自然災害が人間の力では、どうすることもできない。予見、予測、予想などで、ある程度抑えることができるかも知れないが、人間は無力である。	<p>自然災害が起こると、健全な木でも倒れるおそれがありますが、木に腐食等の不具合が生じていた場合、倒れる可能性は健全な木よりも高くなると考えます。</p> <p>所有者の方に、所有する木に不具合が生じないよう、責任を持って管理していただくことで、市民の生命、住宅等の財産を守ることに繋がると考えます。</p>
立木が隣家に倒れ、住居、建屋などに被害が発生しても、 ^{かし} 瑕疵があるかは一方的には判断できないし、不満があるなら民事訴訟を起こせばよいのではないか。	立木が倒れた場合は、ご意見のとおりですが、この条例では、立木の所有者が責任を持って管理していただくことで、倒木が起きにくい環境づくりを目指しています。

<p>間接的に権力を行使したいから条例制定を打診したのではないか。</p>	<p>立木の所有者等の迅速な対応や当事者間での解決が難しい場合を想定し、まずは倒木が起きにくい環境づくりとして、所有者等が責任をもって立木の適切な管理を行うことを義務づける条例の制定を目指します。</p>
<p>条例の趣旨に、温暖化の影響により規模が大きくなる自然災害に対し…とあるが、過去の災害について、条例があれば防げたのか。</p>	<p>傾倒や腐食等の不具合がある立木を、所有者が対処していくことで、防げることに繋がると考えます。</p>
<p>第1条の条例の目的について、議会審議時にメリット・デメリットを説明するとともに、条例制定に至った背景等や、対象の立木は植栽木も当てはまるかについても説明する必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり、議会審議（上程時）に、人によって異なる解釈とならないように、説明を行います。</p>
<p>当条例に関係する条例を別につくる必要はないのか。住宅周辺の植栽木について等。</p>	<p>住宅周辺の植栽木も本条例で対応するため、立木の定義を規定することとし、本条例とは別の条例については、作成する必要はないと考えます。</p>

条例化するのであれば、補助金運用を望む。

現時点では、「危険木の数が不明であること」、「危険木について、対処されていない理由が金銭的なものかどうか不明であること」これらのことから、現時点では補助金制度を設けないこととします。

ただし、本条例が制定されたら、立木の所有者の方に、所有する立木が危険木とならないよう適切な管理を促すとともに、危険木の数、対処できない理由を調査していきます。危険木の数や対処できない理由を整理し、必要であれば改めて補助金の検討を行います。